

令和 7 年第 6 回

君津市農業委員会議事録

令和 7 年 6 月 4 日（水）

令和7年第6回君津市農業委員会議事録

日 時 令和7年6月4日（水）午後1時30分から午後2時28分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 9号 農地法第4条の規定による事業計画変更申請について

日程第5 議案第10号から議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第15号 令和7年度農用地利用集積等促進計画案（令和7年6月）について

日程第7 報告第 1号から報告第 6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 7号から報告第 8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 9号から報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（10名）

1番	内 海 孝 夫	2番	鮎 川 正 幸
3番	水 野 徳 子	5番	笹 本 幸 恵
6番	宇 野 真 弘	9番	小 泉 春 水
10番	齊 藤 昇	11番	重 田 忠 男
12番	長谷川 貢	14番	石 井 和 美

欠席委員（２名）

４番 小笠原 武 男

１３番 鈴 木 隆

出席した職員

事務局長	安田 禎則
事務局次長	永 蔭 一 環
農業委員会事務局主査	占部 和裕
農業委員会事務局副主査	古市 和也
経済環境部農政課企画調整係長	金子 正和

◎会長挨拶

会 長 皆さん、お忙しい中、農業委員会への出席、御苦労さまです。

梅雨入りの前になりますけれども、雨が降って寒かったり、こういうふうに晴れて非常に暑かったりという状況で体調を崩しやすい時期ですので、健康に注意して作業のほうをお願いしたいと思います。

この後、講習もありますけれども、もうじき遊休農地調査の時期になります。もし時間があるときは、皆さん、農地パトロールということで自分の担当地域を回っていただいて、遊休農地が発生していないかとか、あるいは草だらけになっている農地がないか、ぜひ確認していただきたいなというふうに思いますので、時間が許す限り活動していただきたいと思います。

あとは、この中で所有権移転があったり、あるいは転用が許可されたりということがあるわけですが、そういう農地がこのまま許可されたとおりに執行されているか、実行されているかを、担当の方ならどこがどういうふうになっているかということ分かっていると思いますので、そういうところを実際に許可の内容等になっているかどうか、通ったときにも確認していただいて、もし何かあれば事務局のほうに話していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、総会のほうをお願いします。

◎諸般の報告

会 長 それでは、諸般の報告から始めます。

5月の総会以降に出席した会議、行事等を報告いたします。

5月13日、千葉ロッテマリーンズのファーム本拠地移転に関する説明会の打合せ会議に出席いたしました。水野職務代理者、内海委員、川上推進委員、山中推進委員が出席しました。

5月16日、千葉ロッテマリーンズのファーム本拠地移転に関する説明会に出席いたしました。水野職務代理者、内海委員、川上推進委員、山中推進委員が出席しました。

5月28日、東京都渋谷区のラインキューブ渋谷（渋谷公会堂）で開催されました令和7年度全国農業委員会会長大会に出席しました。

会議、行事等の報告は以上です。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後 1 時 3 0 分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は10名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和 7 年第 6 回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

なお、4 番、小笠原委員、1 3 番、鈴木委員から欠席届が提出されております。

◎会期の決定

議 長 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員について、君津市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

1 4 番、石井和美委員、1 番、内海孝夫委員の 2 名にお願いします。

◎議案第 1 号ないし議案第 8 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 1 号について説明いたします。

鎌滝地先の田 1 筆、面積 786 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は自身で耕作できないため、売却し効率化を図る、譲受人は以前から申請地を耕作しており、取得して経営規模の拡大を図るためとしております。

なお、申請者の二人は兄弟関係にあります。

許可基準としまして、譲受人は現在 4,800 平方メートルの農地の経営をしており、農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は、1名で150日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第2号について説明いたします。

久留里大和田地先の田1筆、面積852平方メートルを無償譲渡により所有権移転をするものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は労力不足により現耕作者に譲渡するもの、譲受人は前から耕作している土地であり、所有権を得て経営の安定化を図るものです。

許可基準として、譲受人は現在の経営面積は742平方メートルですが、農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等を共有にて所有しております。

農作業従事日数は、3名で延べ750日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第3号について説明いたします。

広岡地先の田4筆、面積4,715平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は市外在住であり、離農しているため譲り渡すものであり、譲受人は自宅近接の農地であり、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は1万4,300平方メートル余の農地を経営しており、農機具は、トラクター、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は、2名で延べ300日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第4号から第6号につきましては、関連がありますので、一括にて説明いたします。

柳城地先の田8筆、合計面積4,186平方メートルの賃貸借権の設定であります。

申請理由としまして、譲渡人は3名になりますが、いずれも農地の維持管理が大変なため、譲受人に貸し出すことで維持管理を図るため、譲受人は農業への新規参入を図りたいとしております。なお、ブルーベリーの栽培を計画しております。

許可基準として、譲受人は新規就農者に当たりますが、提出された営農計画書によれば、既存の農園でブルーベリー栽培の研修を受けた者を農園長として迎え入れ、2名体制で耕作を行っていくとしております。

農機具は、草刈り機、運搬機を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ210日と申告しており、資格等については問題ないと思わ

れます。

続きまして、議案第 7 号について説明いたします。

坂畑地先の田 3 筆、面積 1,804 平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためであります。

許可基準として、譲受人は、本年 4 月総会にて坂畑地先の田 1 筆、1,315 平方メートルの所有権移転の許可を受けており、台帳上経営面積はその 1 筆のみであります。所属している法人役員で長年農業経営に携わっており、技術等は問題ないと思われま。

農機具は、トラクター、田植機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は、2 名で延べ 350 日と申告しており、資格等については問題ないと思われま。

続きまして、議案第 8 号について説明いたします。

笹地先の田 1 筆、面積 2,036 平方メートルの使用貸借権の設定であります。

なお、申請者の二人は義理の親子関係にあります。

申請理由として、譲渡人は農地の有効活用を図るため子に貸し付けるもの、譲受人は経営の規模を拡大したいためとしています。

許可基準として、譲受人は経営農地を所有しておりませんが、自宅において多肉植物の栽培と販売を営んでおり、経験年数は 7 年としております。今般、義父の農地を借りて規模の拡大を図ろうとするもので、借り受けする農地には、基礎を持たないビニールハウスの設置を計画しております。

農作業従事日数は、2 名で延べ 416 日と申告しており、資格等については問題ないと思われま。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果報告を行います。

議案第 1 号について、6 番、宇野委員からお願いします。

宇野委員 6 番、宇野です。

詳細は事務局の説明のとおりです。

5 月 22 日の夕方に現地で譲受人の方とお会いし、現地調査を行いました。

場所は、別冊 1 ページになります。

場所は、本当に鎌田齒科の隣の隣、10メートル、20メートルぐらい、小さな田んぼ1枚挟んでいるぐらいの場所になります。

この農地は、親から相続したときに兄と弟で分けて、その後、兄はここに書いてある住所のほうに出て、弟さんが継ぐような形で、鎌滝の農地は弟さんが引き継いで管理していて、今回、自分の農地のところは、今年だと思うのですが、農地転用して息子が家建てた場所になっています。その奥の側のところを、兄の所有だったのですが、今回、本人の所有にして、所有権も管理も自分の下でやるというような経緯だそうです。

特に問題ないと思われますので、審議のほどよろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第2号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所については、別冊2ページ、久留里駅から出まして、久留里鹿野山湊線の雨城橋、この橋を渡ってすぐ左折をして200メートルぐらいのところにあります。

5月27日、代理人と現地の確認を行いました。もともと譲渡人は譲受人に委託耕作をしているものであって、譲渡したいということでありました。先ほどお話ありましたけれども、兄弟でありまして、機械の所有も、譲受人が一番3人兄弟の下でもって、2番目の方と機械を共有して、自宅もすぐ隣なので、してやっております、さっき機械の共有という説明があったとおりでございます。

去年、私が農業委員になってから742平米というのを譲り受けております。今回、また自宅のそばの田んぼを852平米、これを譲り受けるということになりました。一緒に耕作している2番目のお兄さんとやっておりますので、農機具等については共同使用という形になります。

特に問題ないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第3号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

議案番号第3番について御説明いたします。

申請内容の詳細については、事務局より説明のとおりでございます。

申請地については、別冊の3ページを御覧いただきたいと思います。

君津市消防署の松丘分署の前を南西方向に600メートルぐらい行ったところが議案3番の申請地であります。

5月24日午後、譲受人と現地を確認、聞き取り調査をいたしました。

現地は、3年ほど前までは耕作を受託しておりましたが、受託者が体調を崩して耕作できなくなり、返還され、その後は休耕していたそうです。

譲渡人は相続によりこの土地を取得しましたが、市外に居住していることや高齢のために農地の維持管理が困難なこと、耕作を受託してくれた人もいないことから、譲受人に売却することとしたそうです。

譲受人は、この田んぼを購入してほしいと譲渡人から懇願されまして、自宅のすぐ裏手にある田んぼなので購入し、経営規模を拡大することにしたそうです。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、議案第4号ないし議案第6号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 次に、議案番号4番、5番、6番については、譲受人が同一であるので、一括して御説明いたします。

申請内容は、先ほど事務局よりの説明のとおりでございます。

申請地は、別冊の4ページをお開きいただきたいと思います。

この申請地ですが、国道465号、名殿の信号を亀山方面に向かい、電化のタカデンという電気屋さんがありますので、その前を過ぎて150メートルほどのところを左に入っていただくと熊野神社の鳥居がありまして、その手前の両側であります。

5月28日午前に代理人と確認及び聞き取り調査を行いました。現地は、既にブルーベリー一の苗木が植えられておりました。

この3名の譲渡人は、いずれも相続によりこの土地を取得しましたが、皆さん、高齢のために農地の維持管理が大変なので、譲受人に賃貸借契約により貸し付けることとしたとのことです。

譲受人は、ブルーベリー栽培で新規に農業経営を始めるそうです。市外に居住しておりますが、君津市内に居住している農園長を任命して農作業を行わせるそうです。

営農計画書、農業経営実施計画書も添付されています。

申請地の周りはブルーベリーの栽培地となっており、特に周辺に対しての問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第7号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 続きまして、議案番号7号につきまして、現地確認の説明をいたします。

申請内容については、事務局よりの説明のとおりです。

申請地につきましては、別冊の５ページを御覧いただきたいと思います。

国道465号、名殿の信号を大滝方面に向かい、3.5キロメートルほど進みますと亀山ダムに架かる橋が6か所あるのですが、その最後の橋を渡り、20メートルぐらい進むと信号機のない十字路を左の旧道に入り、50メートルぐらい進むと亀山ライスセンターがあります。その手前が申請地となっております。

５月２２日、代理人同行にて確認調査をいたしました。草刈り等はされてきれいになっていましたが、譲受人は今年よりライスセンターを経営するとのことで、その近くの農地を購入して拡大していきたいとのことです。

譲渡人は農地管理ができなくなり、所有権の移転となりました。

近隣等につきましても、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第８号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 議案番号第８号につきまして、現地確認の説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局よりの説明のとおりです。

申請地につきましては、別冊の６ページを御覧いただきたいと思います。

国道465号、名殿の信号を大滝方面に向かい、亀山地区の榎本医院を過ぎると信号がありまして、亀山方面に右折しまして亀山ダムの堰堤を通過し、左側にペンションかめやま園、または亀山温泉ホテルが見えます。かめやま園の向かい側にある農道を100メートルぐらい進んだ左側が申請地となります。

５月２５日に譲渡人と譲受人の同行にて現地確認いたしました。双方とも、先ほどの説明のとおり親子関係になっておりまして、休耕はしてありましたので、有効活用するために譲受人である子ども夫婦に貸し付け、多肉植物の栽培をするとのことでした。

周辺農地も休耕中であり、近隣等につきましても、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま議案第１号ないし議案第８号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

笹本委員。

笹本委員 5番、笹本です。

今まで、たしか農地法第3条は受け人も渡し人も年齢が入っていたと思うのですが、今月からなくなったのでしょうか。

今まで第3条だけは入っていたんですね、年齢が。

事務局 前回入っていましたっけ。

笹本委員 私も、だから先月のやつをちょっと見て調べたのですけれども、3条は入っています。

事務局 大変失礼しました。別途、利用集積等で体裁を整えるほうに力を入れてしまって、こちらの年齢のほうが抜けております。ちょっと今、申請書がありますので、申し上げますのでちょっとメモしていただくことでよろしいでしょうか。すみません。

笹本委員 はい、すみません。

何でかという、ちょっと前という、もう大分前になるのかな。受け人の方が100歳を超えていた例があったので、すみません。

事務局 おっしゃるとおり、受け人の年齢は必要かと思います。

議案第1号ですが、議案第1号については、現在61歳でございます。

受け人だけでよろしいですね。

笹本委員 はい。では、受け人だけで。

事務局 議案第2号の受け人につきましては、70歳でございます。

次に、議案第3号の受け人につきましては、77歳でございます。

議案第4、5、6の同一人でございますので、48歳でございます。

続きまして、議案第7号、53歳でございます。

次に、議案第8号、39歳でございます。

次回気をつけます。申し訳ございません。

笹本委員 いえ、ありがとうございます。

議長 じゃ、また来月からはよろしくお願いします。

事務局 はい、すみません。

議長 ほかに何か御質問、御意見ありますか。

宇野委員。

宇野委員 6番、宇野です。

ブルーベリーの許可が今までもあって、今回もあるんですけれども、今までの人はうまく
いっているのでしょうか。何か結構このところブルーベリーの人が多くて、その後の就農の
経過とかの確認はどういうふうになっているのかなというのが質問です。

事務局 経過につきましては、特別改めて確認しているのはないんですけれども、違う案件が
出たときに同じような方の、大体場所が似ているようなところがあるので、そのときに見る
ときがあるのですが、基本的には結構改めて確認に行くと、ちゃんと作付けはしてあるよう
な状況の場合が多いです。必ずしも全員のところは確認していないのが現状でございます。

宇野委員 経営状況は全く分からない。

事務局 経営状況は、すみません、分かりません。作付けの状況は、見ている場所があるとい
う状況だけです。

宇野委員 はい。

議長 長 さっきも言いましたけれども、一応、3条でも売買が終わって、その後また通った
ときにでも確認していただいて、本当に作っているかどうか確認していただけるようお願い
したいと思います。もしあまりにもひどい状況であれば、事務局のほうに話していただい
ればというふうに思います。

ほかに何か、いいですか。

宇野委員 はい、大丈夫です。

議長 長 では、ほかに何か御質問、御意見ありますか。

長谷川委員。

長谷川委員 今の同じような問題なのですけれども、もしそういうところがあれば、私のほう
から直接譲受人のほうに要請はして構わないですか。

事務局 農業委員さんは地元を代表する方ですので、お声がけして、うまくいっていないよう
であれば相談に乗っていただければなど、個別で相談に乗っていただければと思います。

以上です。

宇野委員 じゃ、農業委員として。

事務局 そうですね、はい。

農業委員さんのお仕事の中で農業者の相談というのも仕事の十分範疇にありますので、そ
れによって解決まで至らなければならないということでもないもので、まずはちょっと世間話
していただいて、もしも農業委員会事務局のほうでも御協力できるような点があれば、また
それはそれで耕作に向けた支援ができればと何かしら考えていければと思います。

長谷川委員 分かりました。

じゃ、そういった情報が、私のほうで持っていなければ、事務局に相談すれば、相手方の連絡先なり、それは教えていただける。

事務局 はい、農業委員さんは。

長谷川委員 農業委員会から直接言ってくれますか。

事務局 耕作の草の問題とかもありますので、そういうときは直接事務局から草刈りやってくださいよとか、そういう指導等は今もやっておる状況です。

長谷川委員 そうですか。そうしたら、また事務局のほうにお願いしてということ。

事務局 はい。

議 長 ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、採決をしたいと思います。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第9号

議長 長 日程第4、議案第9号 農地法第4条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

中島地先の田2筆、面積3,115平方メートルのうちの0.34平方メートルを営農型太陽光発電設備の許可延長に伴う計画変更です。

営農型太陽光発電設備として令和7年6月23日まで許可を得ていますが、令和10年6月23日までの計画変更申請が出されました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

以上です。

議長 長 ただいま事務局説明が終わりました。

質問、意見がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 これ、中島のやつだね。前、問題になっている。

事務局 これとはまた別の場所です。上のライスセンターに近い。

議 長 そうなの。

質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第10号ないし議案第14号

議 長 日程第5、議案第10号ないし第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

大山野地先の田2筆、面積873平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル158枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

工事については、主要道路なので、通行を妨げないよう配慮し、安全にも十分気をつけて実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

隣接する農地は西側にあります。パネルの配置や角度等を考慮して、付近の住宅への影響を抑える努力をしております。

また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

続きまして、議案第11号について御説明いたします。

大山野地先の田1筆、面積1,765平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル164枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

住宅も近く、道路も生活道路なので、騒音等にも配慮し、一般車両の通行を妨げることがないように安全にも気をつけて工事を実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

隣接する農地は東側にあります。パネルの配置や角度等を考慮して、付近の住宅への影響を抑える努力をしております。

また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

議案第１２号について御説明いたします。

東栗倉地先の田１筆、面積1,292平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル166枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

住宅も近くになく、道路も生活道路にもならないような道であるため、一般車両の通行もほとんどありませんが、安全には十分気をつけて工事を実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

隣接する農地は北側と西側にあります。パネルの配置や角度等を考慮して、付近の住宅への影響を抑える努力をしております。

また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

議案第１３号について御説明いたします。

議案書の６ページを御覧ください。

東栗倉地先の田１筆、面積971平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル166枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

住宅も近くになく、道路も生活道路にもならないような道であるため、一般車両の通行もほとんどありませんが、安全には十分気をつけて工事を実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

隣接する農地は西側にあります。パネルの配置や角度等を考慮して、付近の住宅への影響を抑える努力をしております。

また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

議案第14号について御説明いたします。

坂畑地先の畑2筆、面積1,152平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル166枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

住宅も数軒あり、騒音等に配慮して工事を進めます。

道路としてはこれ以上進むことのできない場所であり、一般車両の通行はほとんどありませんが、安全には十分気をつけて工事を実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

隣接する農地はありません。パネルの配置や角度等を考慮して、付近の住宅への影響を抑える努力をしております。

また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第10号について、1番、内海委員から報告をお願いします。

内海委員 1番、内海です。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりであります。

第5条による所有権移転で、太陽光発電施設への転用です。

別冊8ページを御覧ください。

現地ですが、市道4号常代作木線を鹿野山方面に向かい、スマートインター入り口のすぐ

右側になります。

5月22日、代理人と現地の確認を行いました。現地1筆ですが、草刈り、かなりあるんですが、整備をすればすぐに回復する状態でした。

隣接農地耕作者はなく、隣の農地も所有者のもので問題ありません。

また、所有者は、近隣農家に前回のとおりに説明してあります。高齢のため、管理が難しいということです。

特に問題ないと思います。

議 長 続きまして、議案第11号について、1番、内海委員からお願いします。

内海委員 議案番号11号ですが、申請内容につきましては、事務局の説明どおりであります。

同じく第5条による所有権移転で、太陽光発電施設への転用です。

現地ですが、市道4号常代作木線を鹿野山方面に向かいまして、スマートインター手前を左に曲がり、館山道をくぐり、500メートル先左側になります。

5月22日、代理人と現地を確認いたしました。田2筆で、草を刈ればすぐに回復する状態でした。

隣接農地は耕作者がなく、隣接農地も所有者のもので問題ないと考えております。

近隣農家には前回のとおりに説明してあります。高齢のため、管理が難しいということでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第12号について、9番、小泉委員からお願いします。

小泉委員 9番、小泉です。

議案第12号について御説明申し上げます。

詳細は事務局説明のとおりです。

場所は、別冊の9ページを御覧ください。

国道465号線の東栗倉の交差点からおよそ300メートルほど入ったところから左へ500メートルほど入った場所、道路際になります。右手の道路際ということになりますけれども、こちらで5月28日に代理人と現地確認を行いました。

こちらのほうは、年に数回、草刈りなどはされているかのように見えます。大きな草は生えていません。

近隣に特に栽培しているようなところもないので、全て周り中が耕作放棄地のような感じですので、太陽光発電ということですので、特に問題はないかと思っておりますので、よろしく御

審議お願いいたします。

議長 続きまして、議案第13号について、9番、小泉委員からお願いします。

小泉委員 詳細は事務局の説明のとおりです。

また、12号と同じですが、地図のほうでいけば別冊の9ページ、同じく465号線東栗倉の交差点から300メートル入って左へ500メートルほどと、12号案件と同様、隣接した農地です。こちらのほうは全く手を入れていない、完全なる耕作放棄地かなという感じで、大きなカヤのようなものが生えたりというようなところでした。

同様に、周りに何ら耕作しているところがあるわけでもないの、全く周辺への影響などはないかと思いますので、問題ないかと思います。よろしく御審議お願いいたします。

議長 続きまして、議案第14号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

議案番号14番についてご説明いたします。

申請内容につきましては、先ほど事務局より説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の最後、10ページを御覧ください。

国道465号を大滝方面に向かい、高水自治会館の手前を旧道に下りまして、道なりに2キロぐらい進むと亀山コミュニティセンターがあります。その信号機のない十字路を左に50メートルぐらい入っていただきますとY字路がございますので、そのY字路を右側に進み、100メートルぐらい上ったところの左側が申請地です。近くには山神社があつたりしております。

5月23日に代理人の方と太陽光発電施設建設についての現地確認をいたしました。この畑は耕作していないのですが、草刈り等はたまにされているようでございます。

譲渡人は農地管理ができないとのことでした。

また、隣接地にも同様の施設が既に稼働していました。

近隣等につきましても、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第１０号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第１５号

議長 長 日程第６、議案第１５号 令和７年度農用地利用集積等促進計画案（令和７年６月）についてを議題といたします。

説明者である経済環境部農政課、入室をお願いします。

なお、議案第１５号につきましては、１番、内海孝夫委員、１１番、重田忠男委員が関係す

る事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(1番 内海孝夫委員、11番 重田忠男委員 退室)

議長 長 それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 農政課の金子です。よろしくお願いします。

議案第15号について御説明いたします。

このたび農地中間管理機構から市に対して、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成しました令和7年度農用地利用集積等促進計画案(令和7年6月分)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会に御意見をお伺いするものでございます。

お手元の議案書の8ページを御覧ください。

まず、一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区8件、田18筆、1万8,292平方メートル、畑7筆、5,778平方メートル、小糸地区5件、田21筆、2万7,026平方メートル、畑1筆、535平方メートル、清和地区1件、田4筆、3,850平方メートル、小櫃地区5件、田22筆、2万8,644平方メートル、畑10筆、5,161平方メートル、上総地区1件、田7筆、8,976平方メートル、合計20件、90筆、9万8,262平方メートル。

以上でございます。

続きまして、機構受け手間契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、小糸地区1件、田4筆、4,385平方メートル、小櫃地区11件、田164筆、22万9,816.06平方メートル、畑23筆、1万4,031平方メートルの合計12件、191筆、24万8,232.06平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書の9ページから37ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積等促進計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第15号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 経済環境部農政課の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第15号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

説明者は退出してください。

ここで、内海委員、重田委員の入室を認めます。

(1 番 内海孝夫委員、11番 重田忠男委員 入室)

◎報告第1号ないし報告第18号

議長 長 日程第7、報告第1号ないし第18号について、報告第1号ないし第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第7号ないし第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第9号ないし第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第18号について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし第18号を終わります。

◎閉 会

議長 長 以上をもちまして、令和7年第6回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和7年第7回農業委員会総会は、令和7年7月4日金曜日に市役所5階大会議室で午後1時30分から開催する予定でありますので、よろしくお願いします。

(午後2時28分)